

1. 検討の視点

- 公設・民設とも、多くの高齢者・障害児者施設で老朽化が進行しているが、敷地内や近隣地に建て替え用地を確保できない施設が大半であることや、多くの施設が市有地に設置されていることを踏まえ、サービス提供を継続しながら施設を更新するための方策について検討・調整する。
- 福祉ニーズが増大とともに多様化・複雑化していることから、施設機能を効率的・効果的に活用するため、施設の更新と合わせた利用定員の増員や機能の集約・再編等についても検討する。
- 民間によるサービス提供が可能となっているサービスを供給する公設施設について、今後のあり方を検討する。
- 民間によって質の高いサービスが安定的に供給されるよう、施設整備にかかる行政支援のあり方を再構築するとともに、施設の経営改善に向けた支援のあり方について検討する。
- 再編整備を円滑に進めるためには、サービス提供の継続や建て替え資金の確保等、民間と協調した取組が必要となることから、国が進める社会福祉法人制度改革の動向も踏まえながら、再編整備を計画的に進められるよう、施設運営者・運営法人と協議を行っていく。
- 昨年11月に公表した「高齢者・障害児者福祉施設の再編整備に関する検討状況について(中間報告)」により、施設運営者・運営法人から聴取した意見も踏まえ、基本的な方針を策定する。また、平成29年度末の基本計画の策定に向けて、引き続き、施設運営者・運営法人との協議を行う。

2. 再編整備の基本的な考え方

(1)施設の老朽化への対応

入所施設は概ね築35年以上、通所施設は概ね築40年以上(軽量鉄骨造は概ね築20年以上)について、老朽化の進行度合いに応じながら、計画的に建て替え等を実施することとし、用地の調整や整備費補助の仕組みについて検討するとともに、施設の長寿命化への対応策についても、合わせて検討する。

(2)施設機能の再編・統合等

老朽化対策等と合わせて、利用定員の拡充や他の施設機能への転換、新たな施設機能の追加に向けて、基盤整備の促進策を検討する。

(3)公設施設の見直し

民間によって質の高いサービスが十分に提供されている分野については、設置主体を民間に転換し、長期的な視点に立った施設運営や、施設運営者の判断による利用者ニーズに応じたサービス内容の変更、計画的かつ迅速な施設設備の更新を可能とするなど、効果的なサービス提供ができるよう、公設施設の見直しについて検討する。

具体的には、民間によるサービス提供が可能となっている公設施設については、①質の高いサービスの安定的な提供、②利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供、③計画的かつ迅速な施設設備の更新を図るため、老朽化対策と合わせて民設化する。

老朽化対策の対象とはならない施設(今後20年以上建て替えが不要と見込まれる施設)については、指定管理期間の更新時期を捉えながら、譲渡又は貸付により民設化を行う。

民間により十分にサービスが提供されるようになった公設施設は、民設施設によるサービス提供への移行を図る。

(4)社会福祉法人の計画的な事業運営の確立

社会福祉法人の中長期的な事業計画を策定できる環境を整えるとともに、社会福祉法人制度改革への的確な対応を促進するため、再編整備の手法等を検討・調整する。

3. 再編整備の方向性

(1)市有地を貸与する施設類型

民間が独自にサービス基盤を整備することが困難な場合には、引き続き市有地を貸与することによって基盤整備を推進していく。

【対象施設】 特別養護老人ホーム

養護老人ホーム

障害者入所施設

障害者通所施設(原則として、生活介護を提供する施設(多機能型を含む)に限る)

障害者地域生活支援センター

障害児入所施設

療育センター

(2)公設施設の再編整備

①(1)の施設類型であって、老朽化が進行している施設

⇒建て替え民設化

②(1)の施設類型であって、老朽化が進行していない施設

⇒譲渡又は貸付

③民間で十分にサービスが提供される状況になっている施設類型

⇒民設施設によるサービス

提供に移行

※現行の利用者が他の事業所において継続してサービスを利用できるよう対策を講じることを条件とする。

【対象施設】 老人デイサービスセンター

障害者通所施設(就労継続支援事業等のみを実施する施設)

障害者グループホーム・福祉ホーム

(3)指定管理者制度を引き続き適用する施設

公設施設として設置する必要がある施設や、給付費だけでは運営が困難な施設等

【対象施設】 障害者入所施設

1施設(井田重度障害者等生活施設)

障害者通所施設(生活介護等)

2施設(井田・百合丘日中活動センター)

障害者地域生活支援センター

2施設(井田・百合丘地域生活支援センター)

身体障害者福祉会館(会館機能)

4施設(南部・中部・北部・多摩川の里身体障害者福祉会館)

障害者情報文化センター

2施設(視覚・聴覚障害者情報文化センター)

【検討中】 障害児入所施設

1施設(中央療育センター)

療育センター

3施設(中央・南部・北部地域療育センター)

(4)民設施設の再編整備

①(1)の施設類型であって、老朽化が進行している施設

⇒建て替え支援

※民有地に設置されている施設も、支援の対象とする

※障害者施設については、新設時に整備費補助を受けて整備した施設に限る

②民間で十分にサービスが提供される状況になっている施設類型

⇒事業者による対応

【対象施設】 老人デイサービス事業所

障害者通所施設(就労継続支援事業等のみを実施する施設)

障害者グループホーム

(5) 民設施設によるサービス提供に移行させる公設施設

①老人デイサービスセンター

- ・民間によって質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、民設の通所介護事業所によるサービス提供に移行させることとし、現・指定管理期間の満了(さいわい・多摩・久末は平成30年度末、井田は平成32年度末)をもって廃止する方向で検討・調整する。
(ただし、指定管理期間の満了前であっても、利用者の移行が完了した時点で、事業を休止とする可能性がある。)
 - ・現行利用者が円滑に他の事業所に移行できるよう、ケアマネジャーや通所介護事業所等に対して、協力要請を行っていく。
- 【対象施設】(併設型)さいわいデイサービスセンター、多摩老人福祉センター・デイサービスセンター
(単独型)久末老人デイサービスセンター、井田老人デイサービスセンター

②障害者通所施設(就労継続等)…わーくす

- ・民間によって質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、民設の就労継続支援事業等を実施する事業所によるサービス提供に移行させるとともに、後継事業所の確保等を行う方向で検討・調整する。
- ・直営のわーくすについては、施設設備の老朽化が進行してきていることから、中原については平成30年度、大島については平成31～32年度までに、利用者の通所利便性に配慮した上で民間による後継事業所を確保し、現行利用者がサービス利用を継続できるようにする。
- ・指定管理施設のわーくすについては、当面の間は、現行の施設設備を活用することが可能であることから、現・指定管理期間の満了(川崎は平成30年度末、大師・高津は平成32年度末)をもって民設化することにより、現行利用者がサービス利用を継続できるようにする。

【対象施設】(直営)わーくす中原、わーくす大島

※就労継続支援事業等を実施する民設の後継事業所を確保

(指定管理)わーくす川崎、わーくす大師、わーくす高津

※現行施設を民設化することにより、当面の間は、サービス提供を継続

③障害者グループホーム・福祉ホーム

- ・民間によって質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、公設施設である陽光ホームと三田福祉ホームは、民設の障害者グループホームによるサービス提供に移行させる等により、廃止する方向とするが、居住施設であることに鑑み、廃止時期等については、施設の老朽化の進行度合いや利用者の状況等を踏まえながら、今後さらに検討・調整する。

(参考)施設類型別の施設数

【市有地貸与の対象】公設施設は建て替え民設化・譲渡・貸付又は指定管理継続、民設施設は建て替え支援

		特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	障害者入所施設	障害者通所施設(生活介護等)	障害者地域生活支援センター	障害児入所施設	療育センター	身体障害者福祉会館(会館機能)	視覚・聴覚障害者情報文化センター
公設	市有地	民設化等	8	1	2	9	0	0	0	0
		指定管理継続	0	0	1	2	2	1	3	4
民設	民有地	建て替え支援	20	1	2	33	1	1	1	0
		民有地	25	0	0	16	4	0	0	0
合 計		53	2	5	60	7	2	4	4	2

【市有地貸与の対象外】公設施設は民設に移行、民設施設の建て替えは事業者による対応

	老人デイサービスセンター	障害者通所施設(就労継続等)	障害者グループホーム・福祉ホーム	
公設	市有地	4	5	2
		0	0	0
民設	民有地	292	40	260
		合 計	296	45

4. 再編整備の手法等

(1)現・公設施設の民設化と合わせた建て替え

- ・現行施設利用者の引き受けを条件として、民設民営による事業者を公募する。(移転等を伴う場合あり)
- ・現・指定管理者が公募に応じる場合は、運営実績を選定評価に反映する。
- ・新設と同様の整備費補助を行う。

(2)現・公設施設の譲渡・貸付

- ・現行施設利用者の引き受けを条件として、事業者を公募する。
- ・現・指定管理者が公募に応じる場合は、運営実績を選定評価に反映する。
- ・譲渡の場合には、土地は無償貸付、建物は有償譲渡、備品は無償譲渡とする。
- ・貸付の場合には、土地と建物は無償貸付、備品は無償譲渡とする。

(3)民設施設の建て替え支援

- ・現行定員分については、建て替えに係る費用から介護保険制度及び支援費制度の開始以降に積み立てられていると想定される減価償却費に相当する金額を差し引いた金額を補助する。
- ・建て替え時に利用定員を増員する場合には、増員する定員分について、新設と同様の補助を行う。

5. 今後の検討・調整事項

(1)再編整備の実施時期

長期間に渡って段階的に実施することとなるため、具体的な実施時期等については、実施計画の策定過程を通じて調整を図っていく。

(2)整備費補助等のあり方

関係制度の改正や施設建設コストの増減など、施設運営や施設整備環境が変化していくことが想定されることから、各施設の長寿命化の取組状況を踏まえながら、整備費補助等のあり方について、継続的に検討・調整していく。

(3)社会福祉法人の経営改善に向けた支援

社会福祉法人の公益性・非営利性を確保した安定的な経営の確立に向けて、各法人において経営改善の取組が進められるよう、社会福祉法人制度改革への対応も踏まえながら、支援のあり方について検討・調整していく。

6. 今後のスケジュール

対象となる施設数が多く、また段階的に移転・再編を行っていくこととなるため、長期間にわたって計画的に対策を講じていく必要があることから、今後、施設運営者・運営法人と協議を行うとともに、利用者への説明も行いながら、再編整備の基本的なあり方や対象施設ごとの方向性を定める基本計画と、10年間ごとに、当該期間に着手する施設や実施年度、移転先や再編方法等を定める実施計画を策定する。

平成29年1月 高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針(案)の策定
『パブリックコメント実施』

平成29年3月 高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針の策定
『施設運営者・運営法人との協議・利用者への説明』

平成29年12月 高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画の策定状況について(中間報告)
平成30年3月 高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画策定
平成30年4月 高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画推進

高齢者・障害児者福祉施設
再編整備基本方針
(案)

平成 29 年 1 月

川崎市健康福祉局

高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針（案）

目 次

1. 検討の視点	1
2. 再編整備の基本的な考え方	2
3. 再編整備の方向性	4
4. 再編整備の手法等	10
5. 今後の検討・調整事項	12
6. 今後のスケジュール	15
(参考資料) 高齢者・障害児者福祉施設一覧	16

1. 検討の視点

本市では、要介護高齢者や障害者の増加、ニーズの多様化・複雑化に対応するため、市有地を積極的に活用しながら、高齢者・障害児者福祉施設の整備に計画的に取り組んできていますが、都市部にある本市は、施設用地として活用可能な土地に限りがあることから、施設用地を最大限に活用できるように施設整備を図ってきました。

しかしながら、敷地内や近隣地に建て替え用地を確保できない状況の中で、数多くの施設において老朽化が進行してきてています。数多くの方が日々利用されているという実態に鑑みれば、サービス提供を中断して建て替えをすることは難しく、また、サービス提供を継続しながら現地で建て替えを行っていくことは現実的に困難である状況においては、移転と建て替えを一体的に行うなどの対応が必要となってきます。

また、高齢化のさらなる進展など社会情勢の変化を背景として、福祉ニーズが量的に増大するとともに、質的にも多様化・複雑化してきており、こうした施設の必要性はさらに大きくなっていますことから、限りある施設機能を効率的・効果的に活用するためには、移転・建て替えと合わせた利用定員の増員や施設機能の集約・再編等も行っていくことが求められます。その際には、質の高いサービスを安定的に供給する観点から、民間によって提供することが可能となっているサービスを提供する公設施設は民設化するとともに、施設整備にかかる行政支援のあり方の再構築や、施設の経営改善に向けた取組を支援することにより、民間主体でも必要なサービスが着実に提供されるよう、施設整備のあり方についても検討していくことが必要であると考えられます。

さらに、こうした取組を進める上では、すでに市内の高齢者・障害児者福祉施設のほとんどが民間によって運営されていることを踏まえ、再編整備を円滑に進めるためには、サービス提供の継続や建て替え資金の確保等において、市と施設運営者・運営法人が中長期的な視点で考え方を共有し、協調しながら計画的に取り組んでいくことが求められます。

このような高齢者・障害児者福祉施設を取り巻く現状や、国が進める社会福祉法人制度改革の動向を踏まえながら、再編整備を計画的に進められるよう施設運営者・運営法人と協議を行うため、昨年11月に「高齢者・障害児者福祉施設の再編整備に関する検討状況について（中間報告）」を公表したところですが、これにより聴取した意見も踏まえつつ、市としての基本的な取組方針を策定するとともに、平成29年度末に策定する「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画」の策定に向けて、引き続き、施設運営者・運営法人と協議を行っていきます。

2. 再編整備の基本的な考え方

高齢者・障害児者福祉施設の再編整備に当たっては、施設用地の効率的・効果的な活用や、民間による質の高いサービスの安定的な提供等を図るため、以下の基本的な考え方に基づいて取組を進めます。

(1) 施設の老朽化への対応

入所施設は概ね築35年以上、通所施設は概ね築40年以上（軽量鉄骨造は概ね築20年以上）について、老朽化の進行度合いに応じながら、計画的に建て替え等を実施することとし、用地の調整や整備費補助の仕組みについて検討するとともに、施設の長寿命化への対応策についても、合わせて検討します。

(2) 施設機能の再編・統合等

施設ニーズの拡大や多様化を見据え、老朽化対策等と合わせて、利用定員の拡充や、他の施設機能への転換、新たな施設機能の追加に向けて、基盤整備の促進策について検討します。

(3) 公設施設の見直し

民間によって質の高いサービスが十分に提供されている分野については、設置主体を民間に転換し、長期的な視点に立った施設運営や、施設運営者の判断による利用者ニーズに応じたサービス内容の変更、計画的かつ迅速な施設設備の更新を可能とするなど、効果的なサービス提供ができるよう、公設施設の見直しについて検討します。

具体的には、①質の高いサービスの安定的な提供、②利用者のニーズに応じた柔軟なサービスの提供、③計画的かつ迅速な施設設備の更新を図るため、民間によるサービス提供が可能となっている公設施設については、建て替え等の老朽化対策と合わせて民設化します。

また、老朽化対策の対象とはならない施設（今後20年以上建て替えが不要と見込まれる施設）については、指定管理期間の更新時期を捉えながら、譲渡又は貸付により民設化を図ります。

加えて、民間により十分にサービスが提供されるようになっている公設施設は廃止するとともに、民設施設によるサービス提供に移行させていきます。

(4) 社会福祉法人の計画的な事業運営の確立

社会福祉法人が中長期的な事業計画を策定できる環境を整えるとともに、社会福祉法人制度改革への的確な対応を促進するため、再編整備の手法等について検討・調整をしていきます。

3. 再編整備の方向性

2. 再編整備の基本的な考え方を踏まえ、市有地の活用策と現行施設の再編整備について、以下の方針により対応することとします。

(1) 市有地を貸与する施設類型

民間が独自にサービス基盤を整備することが困難な場合には、引き続き市有地を貸与することによって基盤整備を促進していくこととし、その対象は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者入所施設、障害者通所施設（原則として、生活介護を提供する施設（多機能型を含む）に限る）、障害者地域生活支援センター、障害児入所施設、療育センター、とします。

(2) 公設施設の再編整備

① (1) の施設類型であって、老朽化が進行している施設

⇒建て替え民設化

【対象施設】

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者入所・通所施設（原則として、生活介護を提供する施設（多機能型を含む）に限る）

② (1) の施設類型であって、老朽化が進行していない施設

⇒譲渡又は貸付

【対象施設】

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者入所・通所施設（原則として、生活介護を提供する施設（多機能型を含む）に限る）

③民間で十分にサービスが提供される状況になっている施設類型

⇒民設に移行

※現行の利用者が他の事業所において継続してサービスを利用できるよう対策を講じることを条件とする。

【対象施設】

老人デイサービスセンター、障害者通所施設（就労継続支援事業等のみを実施する施設）、障害者グループホーム・福祉ホーム

(3) 指定管理者制度を引き続き適用する施設

公設施設として設置することが必要な施設や、給付費だけでは運営が困難な施設については、指定管理者制度を引き続き適用することとし、老朽化対策が必要な場合には、現行と同様に市が対応します。

【対象施設】

障害者入所施設	1 施設 (井田重度障害者等生活施設)
障害者通所施設 (生活介護等)	2 施設 (★井田日中活動センター、 ★百合丘日中活動センター)
障害者地域生活支援センター	2 施設 (★井田地域生活支援センター、 ★百合丘地域生活支援センター)
身体障害者福祉会館	4 施設 (南部・中部・北部・多摩川の里 身体障害者福祉会館)
障害者情報文化センター	2 施設 (視覚障害者情報文化センター、 聴覚障害者情報文化センター)

★は、地域リハビリテーションセンター内の施設

【検討中の施設】

(公設・民設の運営状況を比較した上で、あり方を協議・検討する。)

障害児入所施設	1 施設 (中央療育センター)
療育センター	3 施設 (中央・南部・北部療育センター)

(4) 民設施設の再編整備

① (1) の施設類型であって、老朽化が進行している施設

⇒建て替え支援

※民有地に設置されている施設も、支援の対象とする。

※障害者施設については、新設時に整備費補助を受けて整備した施設に限る。

【対象施設】

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者入所施設、障害者通所施設(原則として、生活介護を提供する施設(多機能型を含む)に限る)

②民間で十分にサービスが提供される状況になっている施設類型

⇒事業者による対応

【対象施設】

老人デイサービス事業所、障害者通所施設（就労継続支援事業等のみを実施する施設）、障害者グループホーム

(5) 民設施設によるサービス提供に移行させる公設施設

公設施設のうち、民間によって質の高いサービスが十分に提供されている施設類型である老人デイサービスセンター、障害者通所施設(就労継続支援事業等のみを実施する施設)、障害者グループホーム・福祉ホームは、指定管理期間の更新時期等を捉えながら、民設施設によるサービス提供に移行させていきます。

その際は、現行の利用者が他の施設において切れ目なくサービスを利用できるよう、十分な準備期間の確保や関係機関・団体等への協力要請等の対策を講じていきます。

①老人デイサービスセンター

老人デイサービスセンターについては、民間によって質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、現・指定管理期間の満了（さいわい・多摩・久末は平成30年度末、井田は平成32年度末）をもって廃止する方向で検討・調整します。

（ただし、利用者の移行が完了した時点で、事業を休止とする可能性があります。）

その際には、現行の利用者が円滑に他の事業所に移行できるよう、地域の居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）や通所介護事業所等に対して協力要請を行っていきます。

【対象施設】

- ・さいわいデイサービスセンター
- ・多摩老人センターデイサービスセンター
- ・久末老人デイサービスセンター
- ・井田老人センターデイサービスセンター

②障害者通所施設（就労継続支援事業等のみを実施する施設）

・・・わーくす

わーくすについては、民間によって質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、公設施設から民設の就労継続支援事業等を実施する施設によるサービス提供に移行させることとし、民間による後継事業所の確保等を行う方向で検討・調整します。

直営施設については、施設の老朽化が進行してきていることから、中原については平成30年度、大島については平成31～32年度までに、利用者の通所利便性に配慮した上で、民間による後継事業所を確保し、現行利用者がサービス利用を継続できるようにしていきます。なお、当該の事業所の利用を希望されない場合であっても、それぞれのご希望やニーズに応じた施設に移行できるようにするため、見学や実習、体験利用等もできるよう事業所に協力を要請していきます。

指定管理施設のわーくすについては、当面の間は、現行の施設設備を活用することが可能であることから、現・指定管理期間の満了（川崎は平成30年度末、大師・高津は平成32年度末）をもって民設化することにより、現行利用者がサービス利用を継続できるようにしていきます。ただし、施設全体の老朽化の進行度合いに応じて施設設備を利用することができなくなったり、市内の福祉ニーズの変化によって障害者通所施設以外の機能に転換することが必要となった場合には、施設の運営状況を見極めながら、利用者が他の事業所において継続してサービスを利用ができるよう方策を検討します。

【対象施設】

(直営施設)

- ・わーくす中原
- ・わーくす大島

※就労継続支援事業等を実施する民設の後継事業所を確保

(指定管理施設)

- ・わーくす大師
- ・わーくす川崎（ふれあいプラザかわさき内）
- ・わーくす高津（北部身体障害者福祉会館内）

※現行施設を民設化することにより、当面の間は、サービス提供を継続

③障害者グループホーム・福祉ホーム

障害者グループホーム・福祉ホームについては、民間によって質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、民設の障害者グループホームによるサービス提供に移行させる等により廃止する方向としますが、居住施設であることに鑑み、廃止の時期等については、施設の老朽化の進行度合いや利用者の状況等を踏まえながら、今後さらに検討していきます。

なお、施設の老朽化の進行度合いに応じて施設設備を利用することができなくなった場合には廃止することとし、利用者が他の事業所において継続してサービスを利用できるよう方策を検討します。

【対象施設】

- ・陽光ホーム
- ・三田福祉ホーム

(参考) 施設類型別の施設数

【市有地貸与の対象】

公設施設は建て替え民設化・譲渡・貸付又は指定管理継続、民設施設は建て替え支援

		特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	障害者入所施設	障害者通所施設(生活介護等)	障害者地域生活支援センター	障害児入所施設	療育センター	身体障害者福祉会館(会館機能)	視覚・聴覚障害者情報文化センター
公設	市有地	民設化等	8	1	2	9	0	0	0	0
		指定管理継続	0	0	1	2	2	1	3	4
民設	民有地	建て替え支援	20	1	2	33	1	1	0	0
		民有地	25	0	0	16	4	0	0	0
合 計		53	2	5	60	7	2	4	4	2

【市有地貸与の対象外】

公設施設は民設に移行、民設施設の建て替えは事業者対応

		老人デイサービスセンター	障害者通所施設(就労継続等)	障害者グループホーム・福祉ホーム
公設	市有地	4	5	2
		0	0	0
民設	民有地	292	40	260
合 計		296	45	262

4. 再編整備の手法等

再編整備を進めるに当たり、設置運営者の選定や整備費補助について、次の枠組みにより行う方向で、検討・調整を進めます。

(1) 現・公設施設の民設化と合わせた建て替え

現・公設施設のうち、建て替えを行う施設については、現行施設利用者の引き受けを条件として、民設民営による事業者を公募します。なお、現行施設の敷地内や近隣地に建て替え用地を確保できない可能性があることから、移転をして建て替えを行う場合があります。

事業者の選定に当たっては、現・指定管理者が公募に応じる場合には、これまで蓄積された運営ノウハウの活用や利用者との信頼関係の継続、質の高い人材の安定的な確保が期待されることから、運営実績を評価に反映させることとします。

整備に際しては、新たな施設を整備することとなることから、新設と同様の補助を行います。

(2) 現・公設施設の譲渡・貸付

現・公設施設のうち、譲渡・貸付を行う施設については、現行施設利用者の引き受けを条件として、事業者を公募します。

事業者の選定に当たっては、現・指定管理者が公募に応じる場合には、これまで蓄積された運営ノウハウの活用や利用者との信頼関係の継続、質の高い人材の安定的な確保が期待されることから、運営実績を評価に反映させることとします。

譲渡に際しては、土地の貸付期間は福祉施設として活用することを条件として、土地は無償貸与、建物は有償譲渡、備品は無償譲渡とします。なお、修繕や改修工事等が必要と認められる場合には、相当額を減額して譲渡する場合があります。

貸付に際しては、原則として現行サービスを提供することを条件として、土地・建物とも無償貸付とし、備品は無償譲渡とします。なお、社会情勢の変化や建物の状況等を踏まえ、貸付条件を変更したり、貸付を終了する場合があります。

(3) 民設施設の建て替え支援

民設施設の建て替えについては、介護保険制度及び支援費制度への転換によって報酬に減価償却費が上乗せされて積み立てられるようになりましたが、旧・措置制度下では減価償却費等の積み立てが認められていなかったことを踏まえ、現行定員分については、建て替えに係る費用から介護保険制度及び支援費制度の開始以降に積み立てられていると想定される減価償却費に相当する金額を差し引いた金額を補助します。

また、建て替え時に利用定員を増員する場合には、増員する定員分について、新設と同様の補助を行います。

5. 今後の検討・調整事項

(1) 再編整備の実施時期等

①公設施設

公設施設の再編整備を実施するに当たり、一時期にすべての施設の建て替え用地等を確保することは困難であることから、建て替え民設化とする施設については、長期間に渡って段階的に実施することとなります。具体的な時期については、実施計画の策定過程を通じて調整を図っていきます。

また、公設施設の譲渡・貸付についても、施設の老朽化の度合い等を見極めながら、譲渡・貸付を行うか、建て替え民設化を行うか、その他の手法が考え得るかの選択やその実施時期について、実施計画の策定過程を通じて調整を図っていきます。

②民設施設

民設施設のうち、市有地に設置されている施設の再編整備において、引き続き市有地活用の希望がある場合には、市有地全体で用地の調整を行う必要があることから、今後、現行の施設運営者とも協議を行いながら、実施計画の策定過程を通じて調整を図っていきます。

また、民有地に設置されている施設の再編整備については、原則として各施設運営者において建て替え用地等を確保していくこととなることから、実施計画への位置づけは行いませんが、必要に応じて施設運営者からの相談に応じることにより、円滑な施設更新が図られるよう配慮します。

(2) 整備費補助等のあり方

関係制度の改正や施設建設コストの増減など、施設運営や施設整備環境が変化していくことが想定されることから、整備費補助のあり方については、こうした情勢を踏まえた対応が必要になってきます。13から14ページの（参考）整備費補助のスキームについては、現時点での検討状況のものとなっていますが、各施設の運営状況や長寿命化の取組状況も踏まえながら、整備費補助等のあり方について、継続的に検討・調整を行っていきます。

(3) 社会福祉法人の経営改善に向けた支援

社会福祉法人の公益性・非営利性を確保した安定的な経営の確立に向けて、各法人において経営労務管理体制の強化や人材確保など経営改善の取組が進められるよう、社会福祉法人制度改革への対応も踏まえながら、支援のあり方について検討・調整していきます。

(参考) 整備費補助のスキーム

①特別養護老人ホーム

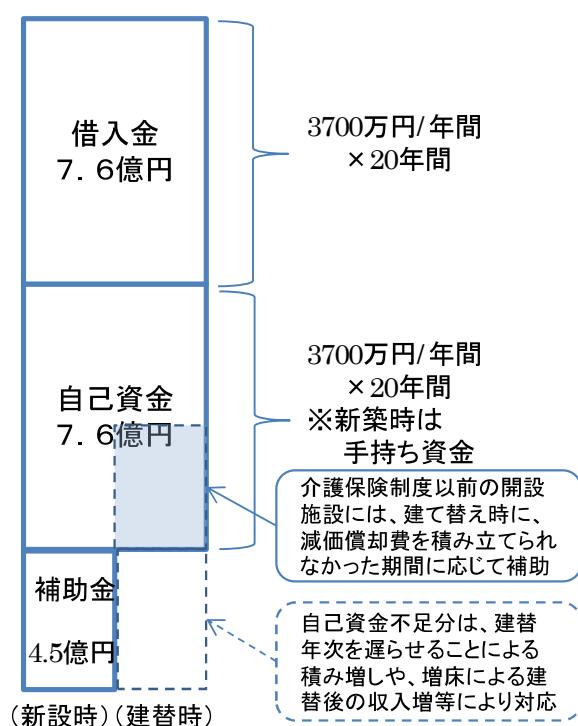
新設時（増員時）：355万円／床、民有地加算100万円／床

建て替え時：新設時の補助相当額から、介護保険制度開始以後に積み立てられていると想定される減価償却費に相当する額を差し引いた金額

特養等の建設資金イメージ

（定員100名程度・築40年で建替）

※年間3700万円の減価償却引当を想定



②障害者入所施設・通所施設（生活介護を提供する施設に限る。）

新設時 : 整備費用の $3/4$

ただし、拠点型通所施設については、法人負担分（整備費用の $1/4$ ）の $3/4$ も補助

建て替え時 : 建て替え費用の $1/2$

（年間事業収入の 8% 程度の減価償却費の積み立てを想定して不足する金額）

+ 支援費制度開始以前に積み立てられなかった減価償却費に相当する金額

障害入所施設の建設資金イメージ

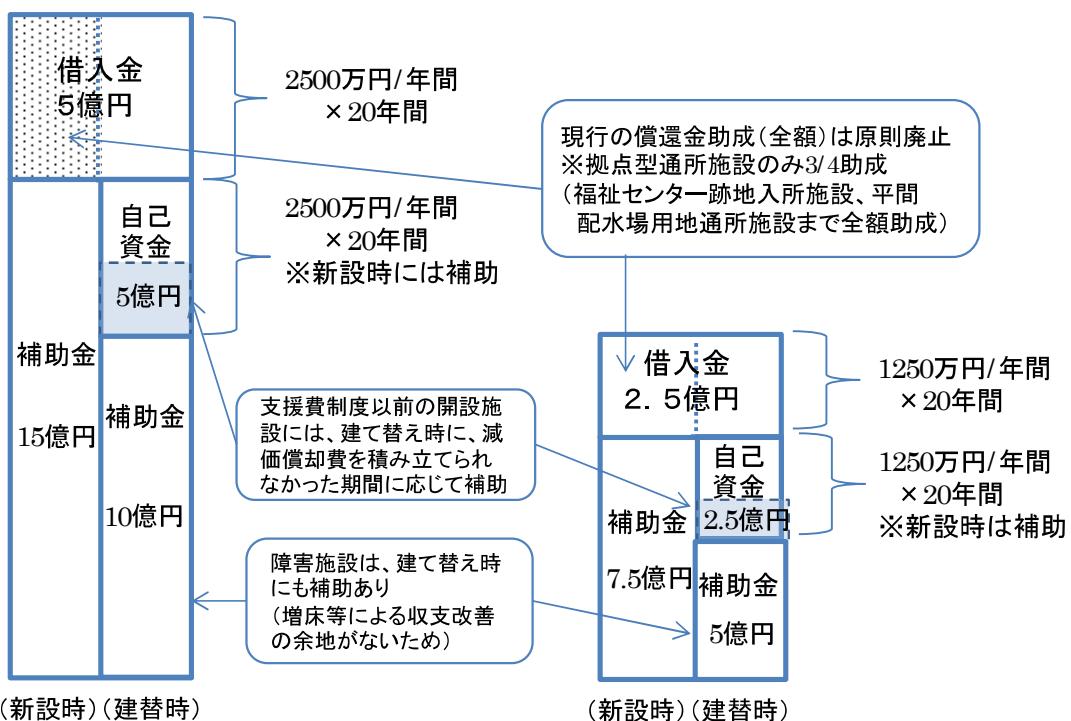
（定員60名程度・築40年で建替）

※年間2500万円の減価償却引当を想定

障害通所施設の建設資金イメージ

（定員60名程度・築40年で建替）

※年間1250万円の減価償却引当を想定



6. 今後のスケジュール

対象となる施設数が多く、また段階的に移転・再編を行っていくこととなるため、長期間にわたって計画的に対策を講じていく必要があることから、施設運営者・運営法人との協議を行うとともに、利用者への説明も行いながら、再編整備の基本的なあり方や対象施設ごとの方向性を定める基本計画と、10年間ごとに、当該期間に着手する施設や実施年度、移転先や再編方法等を定める実施計画を策定します。

平成 29 年 1 月	高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針（案）の策定 『パブリックコメント実施』
平成 29 年 3 月	高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針の策定 『施設運営者・法人と協議・利用者への説明』
(平成 29 年 6 月)	社会福祉充実計画の策定・申請（社会福祉法人）
平成 29 年 12 月	高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画の策定 状況について（中間報告）
平成 30 年 3 月	高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・ 高齢者・障害児者福祉施設再編整備第 1 次実施計画 策定
平成 30 年 4 月	高齢者・障害児者福祉施設再編整備第 1 次実施計画 推進

(参考資料) 高齢者・障害児者福祉施設一覧 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

(1) 特別養護老人ホーム

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
特別養護老人ホーム夢見ヶ崎	幸区南加瀬1-7-14	(社福)和楽会	16
特別養護老人ホームすみよし	中原区木月祇園町2-1	(社福)セイワ	22
特別養護老人ホームこだなか	中原区上小田中1-28-55	(社福)白山福祉会	22
特別養護老人ホームひらまの里	中原区上平間611-1	(社福)川崎市社会福祉事業団	17
特別養護老人ホーム陽だまりの園	高津区諏訪2-10-15	(社福)照陽会	16
特別養護老人ホーム長沢壮寿の里	多摩区長沢2-11-1	(社福)川崎市社会福祉事業団	27
特別養護老人ホーム多摩川の里	多摩区中野島6-13-5	(社福)川崎市社会福祉事業団	23
特別養護老人ホームしづくがわら	多摩区宿河原6-20-19	(社福)鈴保福祉会	14

【民設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
特別養護老人ホーム恒春園	川崎区小川町10-10	(社福)馬島福祉会	37
特別養護老人ホームしおん	川崎区本町1-1-1	(社福)母子育成会	18
特別養護老人ホーム境町フェニックス	川崎区境町11-9	(社福)同慶会	0
特別養護老人ホーム大師の里	川崎区日ノ出2-7-1	(社福)馬島福祉会	18
特別養護老人ホームゆとりあ	川崎区殿町1-11-10	(社福)川崎大師福祉会	5
特別養護老人ホーム桜寿園	川崎区桜本2-39-4	(社福)セイワ	24
特別養護老人ホームビオラ川崎	川崎区小田栄2-1-7	(社福)中川徳生会	10
特別養護老人ホーム幸風苑	幸区都町64-1	(社福)セイワ	28
特別養護老人ホームしゃんぐりら	幸区東小倉6-1	(社福)母子育成会	12
特別養護老人ホームみんなと暮らす町	幸区東古市場116-12	(社福)照陽会	8
特別養護老人ホームこむかい	幸区小向仲野町1-3	(社福)三篠会	3
特別養護老人ホームクロスハート幸・川崎	幸区河原町1-37	(社福)伸こう福祉会	3
特別養護老人ホーム南さいわい	幸区南幸町3-149-3	(社福)三篠会	3
特別養護老人ホームみやうち	中原区宮内1-25-1	(社福)セイワ	13
特別養護老人ホーム等々力	中原区宮内4-19-26	(社福)春日会	12
特別養護老人ホームいせうら	中原区上平間1251-2	(社福)春日会	5
特別養護老人ホームせせらぎ	中原区下小田中6-30-32	(社福)春日会	4
特別養護老人ホーム和楽館	高津区千年141-2	(社福)和楽会	28
特別養護老人ホームすえなが	高津区末長1-3-13	(社福)セイワ	20
特別養護老人ホームおだかの郷	高津区末長2-20-20	(社福)高津百春会	2
特別養護老人ホームみかど荘	宮前区野川1413	(社福)くぬぎざか福祉会	35
特別養護老人ホーム鷺ヶ峯	宮前区菅生ヶ丘13-1	(社福)セイワ	16
特別養護老人ホーム富士見プラザ	宮前区野川2911	(社福)子の神福祉会	14
特別養護老人ホームフレンド神木	宮前区神木本町5-12-15	(社福)三神会	10
特別養護老人ホーム風光	宮前区野川3134-5	(社福)寿樂園	9
特別養護老人ホーム富士見プラザ フォンテーヌ鰐沼	宮前区土橋3-1-6	(社福)子の神福祉会	7
特別養護老人ホームわらく桃の丘	宮前区野川515	(社福)和楽会	3
特別養護老人ホームフレンド神木二番館	宮前区神木本町2-15-2	(社福)三神会	2
特別養護老人ホームプラチナ・ヴィラ野川	宮前区野川1428-1	(社福)白金会	0
特別養護老人ホーム太陽の園	多摩区栗谷2-16-6	(社福)照陽会	32
特別養護老人ホーム菅の里	多摩区菅北浦3-10-20	(社福)徳心会	20
特別養護老人ホームよみうりランド花ハウス	多摩区菅仙谷4-1-4	(社福)読売光と愛の事業団	11
特別養護老人ホーム花ハウスすみれ館	多摩区菅馬場3-21-1	(社福)読売光と愛の事業団	4
特別養護老人ホームヴィラージュ川崎	多摩区宿河原1-18-1	(社福)美生会	4
特別養護老人ホーム広場	多摩区西生田5-24-2	(社福)よつば会	3
特別養護老人ホーム生田まほろば	多摩区生田1-4-17	(社福)みずほ	2
特別養護老人ホーム柿生アルナ園	麻生区上麻生5-19-10	(社福)鈴保福祉会	29
特別養護老人ホームあさおの丘	麻生区栗木台1-12-1	(社福)ハートフル記念会	26
特別養護老人ホーム虹の里	麻生区王禅寺963-26	(社福)慈正会	24
特別養護老人ホーム金井原苑	麻生区片平1430	(社福)一廣会	21
特別養護老人ホーム潮見台みどりの丘	麻生区王禅寺1241-38	(社福)藤英会	6
特別養護老人ホーム平長寿の里	麻生区片平1829	(社福)川崎市社会福祉事業団	5
特別養護老人ホームラスール麻生	麻生区白山1-1-1	(社福)白山福祉会	2
特別養護老人ホームヴィラージュ虹ヶ丘	麻生区虹ヶ丘1-22-1-2	(社福)美生会	2
特別養護老人ホームルピナス王禅寺	麻生区王禅寺3-2-3	(社福)清昭会	0

(2) 養護老人ホーム

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
養護老人ホーム恵楽園	高津区下作延2-26-1	(社福)川崎聖風福祉会	23

【民設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
養護老人ホームすえなが	高津区末長276-3	(社福)セイワ	20

(3) 障害者入所施設

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
井田重度障害者等生活施設	中原区井田3-16-1	井田重度障害者施設等生活施設共同事業体	3
川崎市れいんぼう川崎	宮前区東有馬5-8-10	(社福)川崎市社会福祉事業団	20
川崎市柿生学園	麻生区五力田2-20-10	(社福)川崎市社会福祉事業団	31

【民設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
みずさわ	宮前区水沢3-6-50	(社福)三篠会	9
川崎授産学園 つばき寮	麻生区細山1209	(社福)セイワ	34

(4) 障害者通所施設（生活介護を提供する事業所（一部例外あり））

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
川崎市ふじみ園	川崎区大島1-8-6	(社福)川崎市社会福祉事業団	32
御幸日中活動センター	幸区紺屋町33-1	(社福)県央福祉会	5
井田日中活動センター	中原区井田3-16-1	中部リハビリテーションセンター共同事業体	0
川崎市くさぶえの家	高津区末長3-25-8	(社福)川崎市社会福祉事業団	27
川崎市かじがや障害者ディサービスセンター	高津区梶ヶ谷5-8-27	(社福)川崎市社会福祉事業団	24
社会復帰訓練所	高津区末長1-3-8	(社福)川崎聖風福祉会	34
百合丘日中活動センター	麻生区百合丘2-8-2	麻生区内複合福祉施設共同事業体	8
川崎市南部身体障害者福祉会館	川崎区大島1-8-6	(社福)川崎市社会福祉事業団	32
川崎市中部身体障害者福祉会館	中原区小杉御殿町2-114-1	(公財)川崎市身体障害者協会	28
川崎市北部身体障害者福祉会館	高津区溝口1-18-16	(社福)育桜福祉会	34
川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館	多摩区中野島6-13-5	(社福)川崎市社会福祉事業団	20

【民設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
ゆずりは園	川崎区川中島2-15-15	(社福)育桜福祉会	24
わたりだ	川崎区渡田1-15-5	(社福)ともかわさき	20
かざぐるま	川崎区田島町6-3	(社福)ともかわさき	16
むぎの穂	川崎区日進町13-23	(社福)ともかわさき	8
かわさき障害者福祉施設たじま生活介護	川崎区田島町20-10	(社福)川崎聖風福祉会	0
こぶし園	幸区小倉3-14-17	(社福)育桜福祉会	25
つくし	幸区北加瀬2-11-17	(社福)ともかわさき	18
どりーむ	幸区南加瀬3-4-7	(社福)ともかわさき	5
セルプきたかせ	幸区北加瀬1-31-5	(社福)長尾福祉会	9
パセオやがみ	幸区矢上4-3	(社福)長尾福祉会	4
小向このはな園	幸区小向仲野町3-1	(社福)育桜福祉会	1
障害者支援施設(通所)みやうち	中原区宮内1-25-1	(社福)セイワ	13
白楊園	中原区西加瀬9-1	(社福)育桜福祉会	30
障害者支援施設(通所)もえぎの丘	中原区井田3-14-1	(社福)セイワ	1
わかたけ作業所	高津区久地2-15-11	(社福)育桜福祉会	35
あかしあ園	高津区上作延938-1	(社福)育桜福祉会	23
すえなが	高津区末長276	(社福)ともかわさき	15
第1やまぶき	高津区子母口374	(社福)ともかわさき	20
第2やまぶき	高津区子母口373	(社福)ともかわさき	16
たちばな	高津区蟹ヶ谷339	(社福)ともかわさき	9
ちとせ	高津区千原1355	(社福)ともかわさき	6
セルプ宮前こばと	宮前区宮前平1-8-12	(社福)みのり会	24
長尾けやきの里	宮前区神木本町2-15-6	(社福)長尾福祉会	17
いぬくら	宮前区犬藏3-13-15	(社福)育桜福祉会	25
しらはた	宮前区白幡台1-8-1	(社福)長尾福祉会	0
あーる工房	宮前区馬絹1589-1 まじわーる宮前内	(社福)みのり会	0
KFJ多摩はなもも	多摩区登戸2249-1	(社福)川崎市社会福祉事業団	10
KFJ多摩はなみづき	多摩区登戸2249-1	(社福)川崎市社会福祉事業団	10
多摩川あゆ工房	多摩区中野島4-3-28	(社福)なごみ福祉会	22
あかね	多摩区布田29-30	(社福)ともかわさき	18
なしの実	多摩区三田2-3256	(社福)ともかわさき	14
エンジョイ	多摩区長沢3-8-13	(社福)弥生会	3
つじ工房	麻生区細山1209	(社福)セイワ	34
障害者支援施設(通所)しんゆり	麻生区上麻生3-22-12	(社福)セイワ	20
しらかし園	麻生区片平5-24-1	(社福)育桜福祉会	28
くりの丘	麻生区栗木台5-17-19	(社福)川崎市社会福祉事業団	3

※上記以外に13事業所（整備費の補助を受けずに、独自に設置された事業所）

(5) 障害者地域生活支援センター

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
井田地域生活支援センター	中原区井田3-16-1	中部リハビリテーションセンター共同事業体	0
百合丘地域生活支援センター	麻生区百合丘2-8-2	麻生区内複合福祉施設共同事業体	8

【民設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
地域生活支援センター アダージオ	川崎区境町1-1林ビル3階	(特非)KAWASAKI精神保健福祉事業団	賃借
地域生活支援センター りっぷる	幸区小向西町3-50-3	(社福)幸ヒューマンネットワーク	賃借
地域生活支援センターまんまる	高津区坂戸1-6-38ウイングⅠ1階	(特非)ピアたちはな	賃借
地域生活支援センターオリオン	宮前区土橋3-1-6富士見プラザ・フォンテーヌ號沿1F	(社福)アピエ	賃借
地域生活支援センターホルト・長沢	多摩区長沢1-5-14	(社福)弥生会	9

(6) 障害児入所施設

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
川崎市中央療育センター	中原区井田3-16-1	(社福)同愛会	5

【民設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
重症児・者福祉医療施設ソレイユ川崎	麻生区細山1203	(社福)三篠会	11

(7) 療育センター

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
川崎市南部地域療育センター	川崎区中島3-3-1	(社福)川崎市社会福祉事業団	1
川崎市中央療育センター	中原区井田3-16-1	(社福)同愛会	5
川崎市北部地域療育センター	麻生区片平5-26-1	(社福)同愛会	25

【民設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
川崎西部地域療育センター	宮前区平2-6-1	(社福)青い鳥	6

(8) 身体障害者福祉会館（会館機能）

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
川崎市南部身体障害者福祉会館	川崎区大島1-8-6	(社福)川崎市社会福祉事業団	32
川崎市中部身体障害者福祉会館	中原区小杉御殿町2-114-1	(公財)川崎市身体障害者協会	28
川崎市北部身体障害者福祉会館	高津区溝口1-18-16	(社福)育桜福祉会	34
川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館	多摩区中野島6-13-5	(社福)川崎市社会福祉事業団	20

【民設施設】

なし

(9) 視覚・聴覚障害者情報文化センター

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
川崎市視覚障害者情報文化センター	川崎区堤根34-15	(社福)日本点字図書館	2
川崎市聴覚障害者情報文化センター	中原区井田三舞町14-16	(社福)神奈川聴覚障害者総合福祉協会	16

【民設施設】

なし

(10) 老人デイサービスセンター

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
さいわいデイサービスセンター	幸戸手本町1-11-5	(社福)幸区社会福祉協議会	16
多摩老人福祉センター・デイサービスセンター	多摩区中野島5-2-30	(社福)川崎市社会福祉事業団	23
久末老人デイサービスセンター	高津区久末412	(社福)奉優会	12
井田老人デイサービスセンター	中原区井田2-27-1	(特非)リ・ケア福祉サービス	18

【民設施設】

292 事業所

(11) 障害者通所施設（就労移行支援、就労継続支援のみ提供する事業所）

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
川崎市わーくす大師	川崎区東門前1-11-6	(社福)電機神奈川福祉センター	31
川崎市わーくす大島	川崎区大島1-28-5	川崎市	47
川崎市わーくす川崎	川崎区堀根34-15ふれあいプラザかわさき2階	(社福)県央福祉会	2
川崎市わーくす中原	中原区小杉陣屋町2-3-1	川崎市	45
川崎市わーくす高津	高津区溝口1-18-16	(社福)育桜福祉会	34

【民設施設】

40 事業所

(12) 障害者グループホーム・福祉ホーム

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
陽光ホーム	中原区井田3-16-1	(社福)育桜福祉会	46
三田福祉ホーム	多摩区三田2-3256	(社福)ともかわさき	27

【民設施設】

260 住居

高齢者・障害児者福祉施設の再編整備基本方針(案)について意見を募集します

川崎市では、高齢者・障害児者福祉施設の整備に計画的に取り組んできていますが、敷地内や近隣地に建て替え用地を確保できない状況の中で、数多くの施設が老朽化してきており、サービス提供を継続しながら施設を更新する方策を検討する必要があります。また、福祉ニーズの増大や多様化・複雑化に対応するため、施設の更新と合わせて施設機能の再編・統合を行う必要があります。このような状況を踏まえ、円滑な再編整備を実施するため、基本方針案を策定いたしました。この基本方針案について、市民の皆様のご意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

平成29年1月30日（月）から 平成29年2月28日（火）まで
※ 郵送の場合は、当日消印有効です。
※ 持参の場合は、2月28日（火）の17時00分までとします。

2 資料の閲覧場所

川崎市役所第3庁舎2階（情報プラザ）
各区役所（市政資料コーナー）、大師支所、田島支所
※ 川崎市ホームページ「意見募集」でも内容を閲覧できます。

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。（電話による受付はお受けできませんので御了承ください。）

（1）郵 送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市健康福祉局総務部企画課 ※郵送先住所と持参先住所は異なります。

（2）F A X

FAX番号：044-200-3926

（3）電子メール（専用フォーム）

川崎市ホームページ「意見募集」から、専用フォームを御利用ください。
送信先：40kikaku@city.kawasaki.jp

（4）持 参

川崎市健康福祉局総務部企画課
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階
(各区役所の高齢・障害課及び地区健康福祉ステーションでも受付いたします。)
※ 口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する市の考え方を取りまとめて、市のホームページ等で公表いたします。（御意見に対して個別回答は行いませんので御了承ください。）